

# 荒天時（気象警報等発令時）の対応について

鳥取県立鳥取工業高等学校  
令和3年6月15日改定

## 1 対象となる防災気象情報・避難情報等（以下、「気象情報等」とする）

- ① 鳥取地区(鳥取市北部)に暴風、大雨、大雪、暴風雪、洪水の警報、または土砂災害警戒情報、大雨特別警報等の特別警報または氾濫発生情報が発令されている場合
- ② 学校所在地を含む地区(津ノ井地区)に対して、避難情報等(※1)の警戒レベル3～5(※2)のいずれかが発令されている場合

※1 避難情報等:平成30年7月豪雨を受け、令和元年度出水期(6月頃)から開始された、災害のおそれの高まりに応じて取るべき行動を直感的に理解できるような防災情報

※2 警戒レベル3～5:市町村が発令する行動を促す情報のうち、「高齢者等避難」(レベル3)、「避難指示」(レベル4)、「緊急安全確保」(レベル5)。

なお、レベル1及び2は気象庁が発表(洪水注意報、大雨注意報、早期注意情報等)。

## 2 生徒に対する基本措置

- (1)午前6時現在、上記1の気象情報等の、①②のいずれかが発令されている場合は「自宅待機」。
- (2)午前6時から午前9時の間に、上記1の気象情報等の、①②のいずれかが発令された場合は、次のア～ウのように行動する。
  - ア 自宅にいる場合は「自宅待機」。
  - イ 登校中である場合は、各自で安全性を考慮して「帰宅」、あるいは「登校」。
  - ウ 気象情報等を知らずに登校した場合は「教員の指示に従って行動」。
- (3)午前9時の時点で、上記1の気象情報等の、①警報が発令されている、または、②避難情報等が警戒レベル3以上である場合は「臨時休業」。
- (4)午前9時までに、上記1の気象情報等の、①警報が解除され、かつ、②避難情報等が警戒レベル2以下となった場合は「登校して授業」。

なお、午後0時20分に教室でSHRを実施し、午後0時30分から授業を行う。

### 3 公共交通機関や天候を考慮した特別措置

上記1の気象情報等の他、JR の運行状況・計画等により総合的に判断し、臨時休業とする場合がある。

なお、上記2の「自宅待機」の場合でも、公共交通機関に乱れがなく、天候の回復も見込める場合は「登校して授業」の判断もあり得るので、鳥工ホームページやまちコミメールで対応について確認をすること。

### 4 「八頭地区等に警報等が発令され」ているが「鳥取地区(鳥取市北部) に上記1の気象情報等が発令されていない」場合

八頭地区(鳥取市南部、若桜町、智頭町、八頭町)、鳥取地区(岩美町)に上記1の気象情報等が出ている場合、その地域に居住する生徒には上記2の措置を適用します。

ただし、(3)は「臨時休業」を「公欠扱い」と読み替えます。

### 5 連絡方法について

- 鳥工ホームページ(<http://www.torikyo.ed.jp/toriko-h/>)
- まち comi メール(登録者のみ)
- まち comi 鳥工ページ(<http://sc.machicomi.jp/totor314/>)
- 電話対応(0857-51-8011) 電話は7時45分以降にお願いします